

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：益田地区広域市町村圏事務組合

1 地域活性化総合特別区域の名称

「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

清流日本一の「高津川」を核とし「豊かな森林資源、歴史ある有機農業、多様な観光資源、豊富なアユ漁獲量」などの地域資源を最大限に活用し、①森林林業をはじめとした地域産業の活性化、②林業・農業体験等の地域資源を活用しての定住の促進と外国人観光客の誘客による交流人口の拡大、③アユをはじめとする水産資源を活用した交流人口の拡大を進め、流域の保全と「日本の原風景」の再生を高津川流域で目指す。

併せて、地域住民のみならず交流に訪れた人たちがこの日本の原風景を体感し、高津川流域をふるさとと感じられるような「高津川流域ふるさと構想」を総合的に推進する。

（解説）

高津川は、周辺の豊かな森林に生まれ、農林水産業をはじめ流域住民の日々の暮らしの中で大切に利用してきた。

しかし、高度経済成長期以降都市部への人口流出と高齢化の進展等により、地域の基幹産業である農林水産業の減退が進んできた。特に、森林では、輸入木材の大幅な増加により、経済林としての価値が急速に低下する一方で、エネルギー利用や生活様式の変化に伴い、それまで森林の適切な管理にも繋がってきた木炭生産が減少するなど、適度な里山の利活用が後退し、いわゆる放置林を生むに至った。その結果、森林の水源涵養機能が低下し、河床の上昇とともに河川の形状にも変化が起こり、アユに代表される水産資源の減少に繋がっているとも考えられている。

そうした背景から、今一度、森・里・海（川）を繋ぐ流域ぐるみの新たな施策展開が必要と考え、2004年に「高津川流域保全基本構想」を策定し、京都大学フィールド科学教育研究センターが2003年に立ち上げた「森里海連環学」の循環型環境重視型の社会づくりの考え方に学び、実践を重ねてきた。こうした動きを更に発展させ、この度の総合特区では「ふるさとの森再生」「自然と共生する里づくり」「水質日本一・高津川との共存」に繋がる各施策展開により、健全な水の循環や人と自然との豊かな触れ合いを回復し、高津川流域の定住人口の増加、環境保全、農林水産業・観光産業振興を総合的に目指すものである。

② 評価指標及び数値目標

「森」～ふるさとの森再生～森林の適正な管理と生産システムの構築

評価指標(1)：路網整備と計画的施業の推進

数値目標(1)－①：原木生産量 117 千 m^3 (R 2年現在) →132 千 m^3 (R 8年)

数値目標(1)－②：乾燥材出荷量 6,479 m^3 (R 2年現在) →9,000 m^3 (R 8年)

「里」～自然と共生する里づくり～地域資源を活用した交流人口の拡大及び定住化

評価指標(2)：地域資源を活用した農村定住・交流促進

数値目標(2)－①：新規就農者人数 123 人 (R 2年現在) →240 人 (R 8年)

数値目標(2)－②：交流人口 2,252 人 (R 1年現在)

454 人 (R 2年現在) →2,300 人 (R 8年)

数値目標(2)－③：川活動参加人数 670 人 (R 2年現在) →1,070 人 (R 8年)

「海(川)」～水質日本一高津川との共存～高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

評価指標(3)：高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖

数値目標(3)－①：環境保全活動等の住民参加人数 871 人 (R 2年現在) →1,020 人 (R 8年)

3 特定地域活性化事業の名称

「高津川」を中心とした地域資源を最大限に活用し、森林林業をはじめとした地域産業の活性化、定住の推進及び水産資源を活用した交流人口の拡大のため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置を活用しながら、循環型林業の確立、自給的な農産物生産、新規就農者の増員及び水産資源の増殖対策・環境保全活動に係る取組を図っていく。

「森」～ふるさとの森再生～森林の適正な管理と生産システムの構築（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙 2－4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

「森」～ふるさとの森再生～森林の適正な管理と生産システムの構築（山村境界基本調査、別紙 2－3）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙 2－8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置

① 猿の有害捕獲に関する規制緩和について

当組合の要望である「ライフル銃による猿の有害鳥獣捕獲を可能とすること」について、環境省より鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3項第5号では、狩猟において、対象狩猟鳥獣に対して装薬銃であるライフル銃の使用は、小型鳥獣類及び鳥類については有効射程距離が長く威力が大きいことから使用を禁止しているが、この規定は狩猟における規制であり有害鳥獣捕獲を実施することについては、法令上、猟法の規制を行っていないため、狩猟における禁止措置を適用する考えはないことを示された。

他方、当圏域内では、平成15年2月7日付警察庁銃発第46号を基に、サルに対するライフル銃の使用について、実質認められていなかったため、警察庁と協議を行った結果、「銃所持経験年数10年以上の狩猟者が行い、バックストップを使用する等の安全性を確保する措置が講じられていれば、猿の捕獲にライフル銃を使用することに制限はない。」との見解が示された。上記の環境省、警察庁の見解を受け、島根県及び島根県警と協議を行った結果、ライフル銃を使用する有害鳥獣捕獲許可について、鳥獣種を限定しない取扱いとなった。

② 自作農地における有害鳥獣捕獲に関する規制緩和について

当組合の要望である「農林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置する場合、囲いわなについては、わな免許が必要ないとされている現状を、箱わなについても適用すること」について、環境省より、「囲いわなについては、錯誤捕獲、人や財産への危険を及ぼすことが少ないとして非免許所持者に認めているものであり、箱わなに適用することはできない」との見解が示された。

また、環境省から、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成23年9月5日環境省告示）において、地域ぐるみでわなによる有害鳥獣捕獲を実施する場合、狩猟免許所持者の下で、従事者の中に非免許所持者を補助者として含めることができるように規制を緩和したところであり、同措置は箱わなも対象としているので、「地域ぐるみでの取組を推進していただきたい。」との見解を受け、当圏域では指針に基づき地域ぐるみでの取組を推進することとした。

③ 中型哺乳類の捕獲・殺処分を行う際に、使用が制限されている銃器（空気銃）を使用することの取扱いについて

当組合の要望である「わなにかかった中型哺乳類（特にアライグマやヌートリア）に対して、空気銃による止めさしを可能とする」について、環境省より「狩猟又は有害鳥獣捕獲において、鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを先占したとはいえない場合に銃器を使用して止めさしを行うことについては、以下の4点を満たす場合にあっては、法にいう鳥獣の捕獲等の範囲内で行われたものと解する。

- (1) わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。
- (2) わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
- (3) わなを仕掛けた狩猟者等の同意に基づき行われるものであること。
- (4) 銃器の使用に当たっての安全性が確保されているものであること。」

旨が示された。

別紙 2 - 3 <山村境界基本調査> 【1 / 1】

1 一般地域活性化事業の名称

森林の適正な管理と生産システムの構築（<山村境界基本調査>）

2 一般地域活性化事業の概要

① 事業概要

国土調査法第2条第2項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量のうち、市街地以外の地域における山村境界基本調査点の現地における位置を明らかにするために行う測量。

これにより、間伐や作業道開設等の作業を導入可能にする。

② 支援措置の内容

計画的な森林管理を行うため、不明確になっている森林の所有境界を調査し明確化する。

③ 事業実施主体

国土交通省

④ 事業が行われる区域

島根県益田市

島根県鹿足郡津和野町

島根県鹿足郡吉賀町

⑤ 事業の実施期間

平成 24 年度から

⑥ その他

特になし

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【1 / 1】

1 特定地域活性化事業の名称

森林の適正な管理と生産システムの構築（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社 山陰合同銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

当該総合特区内において、「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築」に資する森林の境界確定や作業道整備の円滑な実施を図るため、指定金融機関が取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

「森林の適正な管理と生産システムの構築」については、圏域内の林業事業者等による、適正な森林管理と木材の利用を通じた循環型林業を確立し、森林環境を良好な状況で維持管理していくことを推進するものであり、当該総合特区の政策課題である「森林・林業再生」及びその解決策である「森林の境界確定や作業道整備への支援」と整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・有害鳥獣捕獲業務委託事業（措置開始年度不明／R 3 年度予算額：3,253 千円）
- ・有害鳥獣捕獲奨励事業（イノシシ等）（措置開始年度不明／R 3 年度予算額：5,868 千円）
- ・狩猟免許取得補助金交付事業（H22 年度より措置／R 3 年度予算額：80 千円）
- ・人・農地プラン作成事業（H24 年度より措置／R 3 年度予算額：74 千円）
- ・がんばる地域応援総合事業（H24 年度より措置／R 3 年度予算額：225 千円）
- ・多面的機能支払交付金事業（H27 年度より措置／R 3 年度予算額：35,913 千円）
- ・農業次世代人材投資事業費（H29 年度より措置／R 3 年度予算額：10,500 千円）
- ・環境保全型農業直接支払事業（H29 年度より措置／R 3 年度予算額：4,532 千円）
- ・里の守り人づくり事業（H27 年度より措置／R 3 年度予算額：6,350 千円）
- ・中高年就農給付金事業（H25 年度より措置／R 3 年度予算額：1,500 千円）
- ・農地集積推進事業（H24 年度より措置／R 3 年度予算額：3,364 千円）
- ・農業再生協議会補助金交付事業（H24 年度より措置／R 3 年度予算額：7,330 千円）
- ・農林水産振興がんばる地域応援総合事業（H24 年度より措置／R 3 年度予算額：235 千円）
- ・山のみち林道プロジェクト事業（H26 年度より措置／R 3 年度予算額：5,000 千円）
- ・森林資源活用事業（H27 年度より措置／R 3 年度予算額：4,325 千円）
- ・森の守り人づくり事業（H27 年度より措置／R 3 年度予算額：20,863 千円）
- ・森林環境整備事業費（R 1 年度より措置／R 3 年度予算措置 29,232 千円）
- ・森林所有者情報整備事業（H24 年度より措置／H28 年度予算額：216 千円）
- ・林業振興協議会補助金交付事業（H16 年度より措置／R 3 年度予算額：456 千円）
- ・高津川漁業振興協議会負担金等（S42 年度より措置／R 3 年度予算額：618 千円）

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・平成 3 年 4 月 「益田地区ふるさと市町村計画」策定
- ・平成 11 年 12 月 「益田市の河川を美しくする条例」制定（益田市）
- ・平成 13 年 3 月 「第 2 次益田地区ふるさと市町村計画」策定（益田地区広域市町村圏事務組合）
- ・平成 16 年 1 月 高津川流域の保全に関する基本構想「高津川流域保全基本構想」策定（益田地区広域市町村圏事務組合）
- ・平成 20 年 9 月 「津和野町環境保全条例」制定（津和野町）
- ・平成 23 年 4 月 「第 3 次益田地区ふるさと市町村計画」策定（益田地区広域市町村圏事務組合）
- ・令和 3 年 3 月 「益田地区広域振興事業計画」策定（益田地区広域市町村圏事務組合）

3 地方公共団体等における体制の強化

- ・昭和 45 年 10 月 「益田地区広域市町村圏事務組合同規約」制定
- ・平成 19 年 4 月 「高津川流域保全プロジェクト（4 カ年）」発足
- ・平成 21 年 10 月 「清流高津川流域連絡会議」設立
- ・平成 23 年 6 月 「清流高津川流域連絡会議」を当該事業の地域協議会として位置づけ

- ・平成23年 6月 「清流高津川流域連絡会議」を「高津川流域活性化推進地域協議会」として体制強化

4 その他地域の責任ある関与として講ずる措置

- ① 益田地区広域市町村圏事務組合より、高津川流域の環境保全、自然環境教育等、圏域の振興に資する活動を行う NPO 法人・中学校・高校等に対して当該組合の基金より補助金を交付している。
- ② 益田市、津和野町、吉賀町が連名で「地域通訳案内士育成等計画」を策定し、益田地区広域市町村圏事務組合が、「地域通訳案内士育成等計画」の業務及び「地域通訳案内士の登録事務の実施を行う。

別添 6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	高津川流域活性化推進地域協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 6 月 8 日
地域協議会の構成員	別紙 会員・幹事・部会員名簿のとおり
協議を行った日	令和 5 年 5 月 9 日
協議の方法	令和 5 年度第 1 回協議会の開催
協議会の意見の概要	
意見に対する対応	

地域協議会の名称	高津川流域活性化推進地域協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 6 月 8 日
地域協議会の構成員	別紙 会員・幹事・部会員名簿のとおり
協議を行った日	令和 5 年 9 月 13 日、同月 15 日
協議の方法	令和 5 年度 森部会・里部会・海（川）部会の開催
協議会の意見の概要	
意見に対する対応	

地域協議会の名称	高津川流域活性化推進地域協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 6 月 8 日
地域協議会の構成員	別紙 会員・幹事・部会員名簿のとおり
協議を行った日	令和 6 年 1 月 12 日（書面決議）
協議の方法	令和 5 年度第 2 回協議会の開催
協議会の意見の概要	計画変更（案）について承認された
意見に対する対応	

別表第1（第3条） 会員

団 体 名	職 名
益田市	市 長
津和野町	町 長
吉賀町	町 長
島根県西部県民センター	所 長
〃 西部農林水産振興センター	所 長
〃 西部農林水産振興センター益田事務所	所 長
〃 西部農林水産振興センター水産部	部 長
高津川漁業協同組合	代表理事組合長
島根県農業協同組合西いわみ地区本部	地区本部長
高津川森林組合	代表理事組合長
漁業協同組合 J F しまね益田支所	支所長
益田商工会議所	会 頭
美濃商工会	会 長
津和野町商工会	会 長
吉賀町商工会	会 長
島根県芸術文化センター	センター長
NPO法人 アンダンテ21	理事長
山陰合同銀行益田支店	支店長
中国電力株式会社益田電力所	所長

別表第2（第7条） オブザーバー

職 名
国土交通省高津川出張所長
島根県益田県土整備事務所長

別表第3（第9条） 幹事

職	名
益田市政策企画局連携のまちづくり推進課長	
〃 産業経済部	農林水産課長
〃 〃	産業支援センター長
〃 〃	観光交流課長
津和野町 つわの暮らし推進課長	
〃	商工観光課長
〃	農林課長
吉賀町 企画課長	
〃	産業課長
島根県西部県民センター石見地域振興部石西地域振興課長	
島根県西部農林水産振興センター総務企画部総合振興スタッフ調整監	
〃	益田事務所農業部益田地域振興第二課長
〃	益田事務所林業部林業普及第二課長
〃	水産部水産課長
高津川漁業協同組合事業課長	
島根県農業協同組合西いわみ地区本部営農経済部営農企画課長	
高津川森林組合業務課長	
漁業協同組合JFしまね益田支所総務課長	
益田商工会議所事務局長	
美濃商工会事務局長	
津和野町商工会事務局長	
吉賀町商工会事務局長	
島根県芸術文化センター 副センター長	
NPO 法人 アンダンテ 21 理事長	
益田地区広域市町村圏事務組合 企画振興課長	

令和3年度 高津川流域活性化推進地域協議会部会員名簿

協 議 会 部 会 員			
所 属	森	里	海
益田市農林水産課	伊藤 功二	河合 恒樹	横田 沙也加
益田市匹見総合支所 地域振興課		中山 洋司	
益田市美都総合支所 地域振興課		田中 一史	
益田市地籍調査課	佐々木 智臣		
益田市連携のまちづくり推進課		吾郷 和宏	
益田市産業支援センター		中島 大輔	
益田市観光交流課		澁谷 茂雄	
津和野町農林課	山下 泰三	品川 達哉	吉川 健太
津和野町つわの暮らし推進課	陶山 尚美	豊田 悠策	
津和野町商工観光課		村田 隆昭	
吉賀町企画課			
吉賀町産業課	齋藤 慎吾	吉川 健児	加藤 彰
島根県西部農林水産振興センター 益田事務所	川部 真也	鶴永 建治	
同 益田県土整備事務所			坂本 博志
同 西部県民センター		家迫 秀和	
同 西部農林水産振興センター			石原 成嗣
高津川森林組合	中島 衛	中島 衛	
JAしまね西いわみ地区本部 営農企画課		齋藤 一貴	
高津川漁業協同組合			篠原 史朋
益田商工会議所			豊田 芳明
美濃商工会		三浦 恭嗣	
津和野商工会		藤山 宏	
吉賀商工会		谷尻 賢二	
JFしまね益田支所			中島 博史
津和野町観光協会		金子 成一郎	
アンダンテ 21			豊田 武雄